

～大切なお知らせ～



子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施しています！

1. 支給対象者

下記に該当する方

（※支給対象児童について、ひとり親世帯分の給付金の支給対象児童を除く）

令和5年3月31日時点で**18歳未満の児童**

（特別児童扶養手当の対象となっている障害児の場合、**20歳未満**）
を養育する父母等であって

（※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

- 令和5年度の**住民税均等割が課されていない方（非課税）**
- 食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月1日以降の家計が急変し、**住民税均等割が課されない程度の収入（非課税相当）**となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

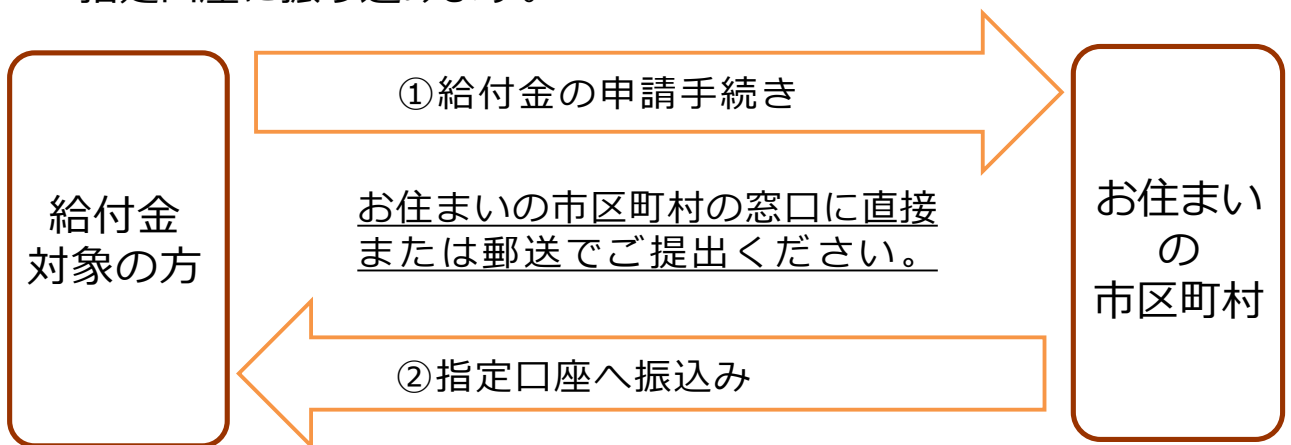
- 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。
* お問い合わせは、下記までお電話ください。

- 黒潮町役場（佐賀支所） 地域住民課 0880-55-3112
窓口第2係
- （本庁） 健康福祉課 0880-43-2124
福祉係

3. 給付金の支給手続き

5月末時点で支給を受けていない方（例、収入が急変した方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 申込期限は、**令和6年2月29日（木）**までです。（郵送必着）
（令和6年2月末までに生まれた新生児等については、15日以内まで（2月29日生まれの場合、3月15日まで）申請可能です。）
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



■ こども家庭庁コールセンター

0120-400-903（受付時間：平日9:00～18:00）



「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。